

内閣官房副長官補室（内政・外政）本室 内閣参事官（防衛担当） 標準文書保存期間基準

[illegible]

事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存 期間	内閣官房行政文 書管理規則（以 下「管理規則」 という。）別表 第2の該当事 項・業務の区分	保存 期間 満了 時の 措置			
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯												
3	個人又は法人 の権利義務の 得喪及びその 経緯	(1)許認可等 に関する重 要な経緯	行政文書開示請 求又は保有個人 情報開示請求に 対する開示決定 等処分をするた めの決裁文書そ の他当該処分に 至る過程が記録 された文書	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・請求に係る事実関係に 関する請求者への照会・ 請求者からの回答等	個人又は法人の権利義務の得喪及びそ の経緯	許認可等に関する重要な経緯	基地問題関係資料（開示請求、 〇〇年度）	5年	2 (1)①11(2) 2 (1)①11(2)	廃棄		
			(2)不服申立 てに関する 審議会等にお ける検討 その他の重 要な経緯	①行政文書開示 決定等処分に対 する不服申立書	・審査請求書の写し	—	—	—	10年 (裁決、決 定その他の 処分がされ る日を基 準)		2 (1)①11(5) 2 (1)①12(5)	廃棄 (ただし、 以下につい ては移管・ 法令の解 釈やその後の 政策立案 等に大きな 影響を与え た事件に関 するもの)
				②情報公開・個人 情報保護審査 会関係文書	・諮問書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し							
		③裁決書		・裁決書								
		(3)国又は行政 機関を当事 者とする訴訟 その他の訴訟 に関する重 要な経緯	①訴訟の提起に 関する文書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し	—	—	—	10年 (訴訟が終 結する日を 基準)	2 (1)①11(6) 2 (1)①12(6)	廃棄 (ただし、 以下につい ては移管・ 法令の解 釈やその後の 政策立案 等に大きな 影響を与え た事件に関 するもの)		
			②訴訟における 主張又は立証に 関する文書	・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書 の写し ・書証の写し								
			③判決書又は和 解調書	・判決書の写し ・和解調書の写し								
		その他の事項										
		4	告示、訓令、 通達及びその 他の規則の制 定又は改廃及 びその経緯	(1)告示その 他の規則 （告示に準 ずるものに 限る。）の 立案の検討 その他の重 要な経緯 （1の項か ら3の項ま でに掲げる ものを除 く。）	①立案の検討に 関する審議会等 文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言	—	—	—	10年	2 (1)①14(1)	廃棄
②立案の検討に 関する調査研究 文書	・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング											
③意見公募手続 文書	・告示案、規則案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果 及びその理由											
④制定又は改廃 のための決裁文 書	・告示案、規則案											
⑤官報公示に関 する文書	・官報の写し											
(2)訓令、通 達及びその 他の規則の 立案の検討 その他の重 要な経緯 （1の項か ら3の項ま でに掲げる ものを除 く。）	①立案の検討に 関する調査研究 文書			・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング	—	—	—	10年	2 (1)①14(2)	廃棄 (ただし、 以下につい ては移管・ 重要な訓 令、通達 及びその 他の規則 の制定 又は改廃 のための決裁 文書)		
	②制定又は改廃 のための決裁文 書	・訓令案・通達案、規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案	告示、訓令、通達及びその他の規則の 制定又は改廃及びその経緯	訓令、通達及びその他の規則の 立案の検討その他の重要な経緯	標準文書保存期間基準							
	③官報公示に関 する文書	・官報の写し	—	—	—							
5	国会及び審議 会等における 審議等に関す る事項	(1)国会審議 （1の項か ら4の項ま でまでに掲 げるものを 除く。）	国会審議文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	国会及び審議会等における審議等に関 する事項	国会審議	基地問題関係資料（国会関連 (想定問答等)、〇〇年度）	10年	2 (1)①21(1)	廃棄 (ただし、 以下につい ては移管・ 大臣の廣 義に關 するもの ・会期ごと に作成され る想定問 答)		
		(2)審議会等 （1の項か ら4の項ま でに掲げる ものを除 く。）	審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言	—	—	—		2 (1)①21(2)	廃棄 (ただし、 以下につい ては移管・ 審議会そ の他の合 議制の機 関に関す るもの (部会、小 委員会等 を含む。)		

